

9回
令和7年第 総 会
9月

白井市農業委員会会議録

令和7年9月4日 開会

令和7年9月4日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和7年9月4日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	中 村 教 雄
会長代理	齊 藤 和 博
1 番	海老原 菊 夫
2 番	増 田 道 恵
3 番	山 崎 正 司
4 番	中 嶋 健 次
5 番	五十嵐 玲 子
6 番	高 宮 正 明
7 番	岩 井 聡 明

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 山 崎 操 夫
2. 石 井 修 一
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 秋 谷 裕 一
6. 松 丸 敏 雄
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

傍聴者 0名

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得あっせんについて

(議案第3号は取り下げ)

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

10月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 9月22日月曜日
- ・事前審査会(案) 10月 1日水曜日
第2班 午前9時から 本庁舎2階 災害対策室2
- ・総会(案) 10月 8日水曜日
午後4時00分から 本庁舎2階 災害対策室2・3

午後4時00分委員定数9名中8名出席したので議長が開会を宣言した。

中 村 会 長 皆さん、こんにちは。

待ちに待った雨が降って、畑が潤おうかと思います。

皆さんの健康面に留意していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日の出席委員は8名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより令和7年9月定例総会を開催します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、4番中嶋健次委員、3番高宮正明委員を指名します。

説明及び記録を事務局にお願いいたします。

では、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 長 事務局の鈴木です。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので、提出いたします。

令和7年9月4日提出。

白井市農業委員会会長、中村敦雄。

1番、大字神々廻字河原子の3筆です。

地目は畑と田。

地積は、合計で1,347平方メートルです。

権利者と義務者は記載のとおりで、事由は使用貸借権の設定によるものです。

次に、2番、大字十余一字並木東側の5筆です。

地目は畑。

地積は、合計で4,491平方メートルです。

権利者と義務者は記載のとおりで、事由は所有権移転によるものです。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中 村 会 長 次に、先般行われました事前審査会の副班長より、審査内容の報告をお願いいたします。

山崎正司委員。

山崎正司委員 1班副班長の山崎です。

議案第1号、農地法第3条1番、調査報告を申し上げます。

審査資料1番を御覧ください。

当日は、権利者本人が出席されました。

申請地は、市役所から北東へ約2.5キロメートルに位置しております。

申請地の現状ですが、きれいに管理されている状態であります。

進入路については、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて御報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター1台です。

労働力は世帯員4人ですが、農業に従事している者については、権利者のみです。

年間従事日数は300日、技術力についても、3年ほど前に隣接する農地で新規就農し、レンコンや露地野菜を栽培していることから、問題ないと判断いたしました。

また、現在、借り受けている農地は、全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても、支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

議案第1号、農地法第3条2番、調査報告を申し上げます。

資料3番を御覧ください。

当日は、権利者本人が出席されました。

申請地は、市役所から東へ約4キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、営農型太陽光の下部でサカキを生産、生育しております。

進入路については、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター1台、自走式草刈り機1台、背負動噴1台、刈払機1台、ユンボ1台で、農機具はそろっております。

労働力については、常時雇用人数が26人ですが、白井の圃場では二、三人が従事しております。

年間従事日数は245日。

技術力についても、農作業歴20年ある者もあり、問題ないと判断しました。

また、現在借り受けている農地は、全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても、支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

中 村 会 長 ただいま事前審査会の副班長より、審査内容の御報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いいたします。

1番について、最適化推進委員の山崎操夫委員、お願いいたします。

山崎操夫委員 推進委員の山崎です。

権利者、義務者に、それぞれ電話して確認しました。

権利者は、3年前からレンコン等を耕作しており、一生懸命働いているということで、許可したということです。

特に問題はないと思われま。

中 村 会 長 2番について、最適化推進委員の松丸敏雄委員、お願いいたします。

松丸敏雄委員 十余一地区推進委員の松丸です。

概要については、今、副班長から報告がありましたが、そのとおりでございますが、義務者と電話で話すことができましたので、報告のほうをさせていただきます。

対象農地については、親の代まで野菜を作っていたそうですが、相続後は農機具もないことから、管理も難しい状況であったということで、今回の申請に至ったというこ

とです。

また、権利者のほうの農地のほうもかなりいい状況で、出荷を5年と考えていたそうですが、それよりも早く出荷のほうができるんじゃないかという話がありました。
以上です。

中 村 会 長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑がある方は挙手をお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。

1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を許可することに可決します。

2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、2番を許可することに可決いたします。

中 村 会 長 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 長 それでは、2ページを御覧ください。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、提出いたします。

令和7年9月4日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

議案第2号の申請人は、3ページから4ページにかけて記載のとおりとなります。

申請理由は、申請人ごとで同じであり、全ての申請人において、資材置場、仮設道路としての一時転用によるものです。

3ページを御覧ください。

1番、大字復字仲ノ下の4筆の一部です。

地目は田。

地積は、合計で 214.40 平方メートルです。

次に 2 番、大字復字仲ノ下の 2 筆の一部です。

地目は田。

地積は、合計で 153.07 平方メートルです。

次に 3 番、大字復字仲ノ下の 9 筆の一部です。

地目は田。

地積は、合計で 1,046.59 平方メートルです。

次に 4 番、大字復字仲ノ下の 1 筆の一部と 1 筆です。

地目は畑。

地積は、合計で 245.63 平方メートルです。

続いて、4 ページを御覧ください。

次に 5 番、大字復字仲ノ下の 1 筆の一部です。

地目は畑。

地積は、156.71 平方メートルです。

次に 6 番、大字復字仲ノ下の 1 筆の一部です。

地目は畑。

地積は、183.27 平方メートルです。

次に 7 番、大字復字仲ノ下の 1 筆です。

地目は田。

地積は、19.29 平方メートルです。

最後に 8 番、大字復字仲ノ下の 1 筆の一部です。

地目は田。

地積は、194.13 平方メートルです。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中 村 会 長 次に、先般行われました事前審査会の副班長より、審査内容の報告をお願いいたします。

山崎正司委員。

山崎正司委員 1 班副班長の山崎です。

議案第 2 号、農地法第 5 条 1 から 8 番について、関連がありますので、一括して報告申し上げます。

審査資料 4 番を御覧ください。

当日の出席者は、権利者の従業員と義務者の代理人が出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は、市役所より南へ約 1.5 キロメートル、進入路は市

道により確保されております。

農地区分としては、おおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地であるため、第 1 種農地として判断しております。

転用目的ですが、資材置場、仮設道路への一時転用です。

次に、一般基準ですが、申請面積は 2,213.09 平方メートルであり、面積妥当と思われます。

資金の確保については、自己資金にて賄う計画となっております。

汚水、排水については発生せず、仮設防災対策施設として、板柵沈砂枿及び仮設雨水排水施設を設け、放流先河川へ放流する予定です。

また、周辺農地への被害防除対策として、飛散防止ネットを農地との境界に設けるとのことです。

これらのことから、立地基準、一般基準とも、本案件は何ら問題ないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

中 村 会 長 ただいま事前審査会の副班長より、審査内容の報告がございました。

地区担当委員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いいたします。

1 番から 8 番について、最適化推進委員の秋本善久委員、お願いいたします。

秋本善久委員 白井、復地区担当の推進委員の秋本です。

ただいま山崎副班長さんの報告のとおりでありまして、特にありませんが、1 点、事前審査資料の最後に、農地の復元の誓約書があります。

権利者と義務者に確認したところ、事業完了後に、当該地区が栗畑であることから、苗木については、植栽の時期等もあることから、義務者と相談しながら行うとのことでしたので、問題はないものと思われます。

以上です。

中 村 会 長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑がある方は挙手をお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第 2 号農地法第 5 条の規定による転用許可申請について採決を行います。

1 番から 8 番について、関連がありますので、一括して採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による転用許可申請について、1 番から 8 番につい

て、許可相当意見を付して県に進達することに可決いたします。

続きまして、議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 長 それでは、6ページから9ページを御覧ください。

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて。

白井市長より、生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんの依頼がありましたので、買取希望者の有無について確認いたします。

令和7年9月4日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、大字名内字新山の1筆です。

地目は畑。

地積は495平方メートルです。

買取申出者は記載のとおりで、事由は生産緑地解除申請のためとなります。

以上でございます。

中村会長 本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

続いて質疑に入ります。

質疑がある方は挙手をお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて、買取希望者の有無について確認いたします。

買取希望者はありましたでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて、買取希望者なしということで市長に報告させていただきます。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 長 それでは、10ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり、白井市農業委員会事務局規程第6条第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和7年9月4日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

11 ページを御覧ください。

①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。

次に、②農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願でございます。

12 ページを御覧ください。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので報告いたします。

令和7年9月4日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

専決処分については、以上でございます。

続きまして、表紙に戻っていただきまして、4、報告・協議事項等の（2）その他で、10月の事前審査会、総会の日程について申し上げます。

申請の受付締切りが9月22日月曜日。

事前審査会が10月1日水曜日。

担当は第2班になります。

午前9時から、本庁舎2階、災害対策室2になります。

総会が10月8日水曜日、午後4時から、本庁舎2階、災害対策室2・3になります。

以上でございます。

中 村 会 長 本日の議案につきましては、全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人